

○長岡京市校区コミュニティ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域の特色を踏まえ、住民自らが創意と工夫にあふれた個性豊かな地域づくりを進めるため、地域コミュニティ協議会又はそれに準じる組織が行う地域課題の解決やコミュニティ活動の推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において長岡京市校区コミュニティ補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金交付等規則(昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域コミュニティ協議会準備委員会(以下「準備委員会」という。) 協議会の設立を目的に組織され、規約を策定した組織をいう。
- (2) 地域コミュニティ協議会(以下「協議会」という。) 小学校区単位で多様な主体で構成され、校区の市民を対象にした自主的かつ自立的に行う活動を通じて、広く地域振興と地域活性化の推進に寄与し、規約及びおおむね3か年の地域コミュニティ活性化計画(以下「活性化計画」という。)を策定した組織をいう。
- (3) 地域コーディネーター 地域事務局の運営が自立するまでの間、その設立及び運営を支援するために、市が会計年度任用職員等として直接雇用した者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となるものは、準備委員会又は協議会(以下「協議会等」という。)で、市長が認定したもののうち、当該年度において避難所運営訓練、青少年健全育成事業を実施するものとする。

- 2 前項の規定について、申請者が準備委員会的时候、申請した年度の途中に協議会に移行した場合は、補助対象者名を協議会に読み替えるものとする。
- 3 地域コミュニティ協議会がない校区については、総合型地域スポーツクラブなどの校区地縁組織名により地域住民による自主運営により対象事業を実施している場合は申請を可とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、協議会等が行う別表1に例示するような地域コミュニティ活性化に資する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、協議会等が行う事務及び事業に係る経費であって、別表2に定めるところとする。

(補助金の額)

第6条 前条の経費に対する補助率は10分の10以内とし、補助額は70万円(協議会等を構成する

世帯が5,000以上の団体にあっては、80万円)以内とする。

(事務局強化支援補助の補助額)

第7条 第3条に定める協議会等において、地域コーディネーターを置かずに、地域住民によりその機能を補完し、事務局機能の強化を担う場合に対し、前条の規定による補助金に加え、地域コミュニティ協議会事務局強化支援補助として、上限150万円を交付するものとする。

(事務局強化支援補助の補助対象)

第8条 別表3に掲げるような協議会の運営に必要な業務を地域住民により事務局で適切に実施した場合、それにかかる事務局員経費を事務局強化支援補助の交付対象とする。

2 事務局員経費は2時間につき1,600円以内、一人あたり年72万円を上限とする。

3 事務局強化支援補助は、実績に基づき交付し、繰越しを認めない。

(事務局強化支援補助の返還)

第9条 市長は、第21条の規定により補助金の概算交付をした場合において、事務局強化支援補助交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に対して、差額を返還させなければならない。

(認定申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする協議会等は、第2条第1号に規定する準備委員会の場合にあっては、長岡京市地域コミュニティ協議会準備委員会設立届兼認定申請書(様式第1号)を市長に提出するものとし、第2条第2号に規定する協議会の場合にあっては、長岡京市地域コミュニティ協議会設立届兼認定申請書(様式第2号)を市長に提出し、協議会等として認定を受けなければならない。

(認定通知)

第11条 市長は前条の規定による申請書を受理したときは、届出内容を審査し、協議会等としての認定の可否を決定し、長岡京市地域コミュニティ協議会認定・却下通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第12条 補助金の交付を受けようとする者は、長岡京市校区コミュニティ補助金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して、指定された期日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第5号)

(2) 事業に係る収支予算書(様式第6号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第13条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、長岡京市校区コミュニティ補助金交付決定通知書(様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。

2 算出金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(申請の取下げ)

第14条 補助事業者は、前条の規定による通知書を受領した場合において、当該申請に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の遂行)

第15条 補助事業者は、補助金等の交付の目的、これに付された条件、その他この要綱の規定に従って補助金等を使用し、他の目的に使用してはならない。

(事業計画の変更及び承認)

第16条 補助事業者が、事業計画の変更をしようとするときは、長岡京市校区コミュニティ補助事業計画変更承認申請書(様式第8号)を市長に提出して、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、長岡京市校区コミュニティ補助事業計画変更承認書(様式第9号)により通知するものとする。

(事業終了報告)

第17条 補助事業者は、事業の完了後、長岡京市校区コミュニティ補助事業終了報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添付して、当該年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第11号)
- (2) 収支決算書(様式第12号)
- (3) 備品台帳(様式自由)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第18条 市長は、前条に規定する事業終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市校区コミュニティ補助金確定通知書(様式第13号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第19条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市校区コミュニティ補助金交付請求書(様式第14号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(是正措置)

第20条 市長は、補助事業の完了後、事業終了報告書を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付条件等に適合しないと認めるときは、その補助事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを、当該補助事業者に対して命ずることができる。

(交付の特例)

第21条 市長は、補助事業者のうち、特に必要があると認めたものに対しては、第19条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に補助金を概算交付することができる。

2 前項の規定による概算交付を受けようとする補助事業者は、長岡京市校区コミュニティ補助金概算交付請求書(様式第15号)に第13条の交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

(交付取消等)

第22条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定もしくは確定を取消し又は変更することができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (4) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

(補助金等の返還)

第23条 市長は、前条の規定により補助金等の取消し等を行った場合において、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 市長は、第21条の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者に対し、補助金の交付確定額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその差額の返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第24条 市長は、前条第1項の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

対象事業例	
・校区まつり	・地域防犯事業
・環境整備事業	・青少年体験活動事業
・多世代交流事業	・青少年有害環境対策事業
・居場所づくり事業	
・子育て支援事業	
・高齢者支援事業	
・福祉見守り事業	
・避難所運営訓練事業	
・コミュニティニュース発行事業	
・コミュニティセンター運営事業	
・その他市長が適当と認める事業	

別表2（第5条関係）

項目	内容	備考
謝金	・事務局員経費は2時間につき1,600円以内、 一人あたり年72万円を上限とする。 ・講師謝礼は、50,000円／日以内	原則、単なる参加賞・記念品は 対象外
旅費	講師旅費	協議会構成員の旅費は対象外
需用費	消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱 水、修繕費、飼料費、医薬材料費など ただし、食糧費は一人200円以下（飲料のみ対 象）	コミュニティルームの光熱水費 は対象外
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保 険料	コミュニティルームの電話代・イ ンターネット代は対象外
委託料	専門的知識を必要とする業務を外部に委託した 費用	
使用料及び 賃借料	会場・テント・車両などの使用料・賃借料	
備品購入費	器具費、機械器具費、動物購入費 但し、価格が10,000円以上の備品については 市と必要性について協議し了承を得ること。	地域で必要な備品について購 入し、貸与することは可能

その他の経費については、必要に応じて市と協議すること。

なお、下記の経費については、対象外とする。

- ・施設改修などに要する経費

別表3（第8条関係）

事務局強化支援補助の補助対象業務
(1) 協議会組織化に向けた計画案や会議の資料作成事務 (2) 協議会組織化に向けた事業運営に関する事務 (3) 地域コミュニティセンターの運営や使用に関する事務 (4) 協議会及び校区全体の広報活動(コミュニティニュースの企画・作成)事務 (5) 協議会及び校区全体の事業活性化に向けた運営支援に係る事務 (6) 協議会内での自主防災・防犯活動の支援事務 (7) 協議会内での福祉見守り活動の支援事務 (8) 協議会内での環境保全活動の支援事務 (9) その他、協議会の目的を達成するために必要と市長が認める事務

様式第1号(第10条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団 体 名
代表者名

長岡京市地域コミュニティ協議会準備委員会設立届兼認定申請書

下記のとおり、校区地縁組織の設立に向けて準備委員会を設立したので、長岡京市校区コミュニティ補助金交付要綱第10条の規定により、届け出ます。

記

- 1 委員会の名称
- 2 委員会の活動範囲 長岡京市立 小学校区
- 3 委員会設立年月日 年 月 日
- 4 添付書類 規約

委員会役員名簿

様式第2号(第10条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団体名

代表者名

長岡京市地域コミュニティ協議会設立届兼認定申請書

下記のとおり地域コミュニティ協議会を設立したので、長岡京市校区コミュニティ補助金交付要綱
第10条の規定により、届け出ます。

記

- 1 協議会の名称
- 2 協議会の活動範囲
- 3 設立年月日
- 4 添付書類 協議会規約
 活性化計画
 協議会役員名簿

様式第3号(第11条関係)

第 号
年 月 日

団体名 代表者名 様

長岡京市長 印

長岡京市地域コミュニティ協議会認定・却下通知書

年 月 日付で届出のありました長岡京市地域コミュニティ協議会(地域コミュニティ協議会準備委員会)設立届兼認定申請書については、下記のとおり決定したので、長岡京市校区コミュニティ補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 認定・却下

地域コミュニティ協議会(地域コミュニティ協議会準備委員会)名	
--------------------------------	--

※却下の場合における却下理由

--

長岡京市長 様

団 体 名:

代表者名:

長岡京市校区コミュニティ補助金交付申請書

令和 年度 長岡京市校区コミュニティ補助金の交付について長岡京市校区コミュニティ補助金
交付要綱第12条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請いたします。

記

1. 交付申請額

補助項目	補助額
運営補助	円
事務局強化支援補助	円
合計交付申請額	金 円

2. 添付書類

(1)事業計画書

(2)収支予算書

様式第5号(第12条関係)

事業計画書

団 体 名:

代表者名:

1. 事業目的

2. 実施内容

実施予定日	実施場所	事業内容	予定参加人数	備考

※避難所運営訓練及び青少年健全育成事業を含むこと。

☐ 別紙のとおり。

収支予算書

団 体 名:
代表者名:

【収 入】 (単位:円)

科目	前年度決算額	今年度予算額	増減	説明
合 計				

【支 出】 (単位:円)

科目	前年度決算額	今年度予算額	増減	説明
合計				

☐ 別紙のとおり。

上記のとおり報告します。

(注) 支払科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

様式第7号(第13条関係)

第 号
年 月 日

団体名 代表者名 様

長岡京市長 印

長岡京市校区コミュニティ補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました標記の補助金について、長岡京市校区コミュニティ補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

1. 補助見込額 円
2. 補助条件

团体名：
代表者名：

年 月 日付で交付決定通知を受けた標記の補助金について、事業計画を変更したい
ので長岡京市校区コミュニティ補助金交付要綱第16条第1項の規定により、別紙関係書類を添えて
下記のとおり申請します。

記

- [illegible]

添付書類

- (1)事業変更計画書
(2)変更後の収支予算書

様式第9号(第16条関係)

年 月 日

団体名 代表者名 様

長岡京市長 印

長岡京市校区コミュニティ補助事業計画変更承認書

年 月 日付で事業計画変更承認申請を受けた標記の補助金について、長岡京市校区
コミュニティ交付要綱第16条第2項の規定により、下記のとおり変更承認をしましたので通知します。

記

1. 補助見込額金 円
2. 承認条件

様式第10号(第17条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

団 体 名:

代表者名:

長岡京市校区コミュニティ補助事業終了報告書

年 月 日付で交付確定(決定)通知を受けた標記の補助金について、事業を終了したので、長岡京市校区コミュニティ補助金交付要綱第17条の規定により、別紙関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 完了年月日 年 月 日

2. 添付書類

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

(3) 備品台帳

様式第11号(第17条関係)

事業実績報告書

団 体 名:

代表者名:

1. 事業目的

2. 実施内容

実施日	実施場所	事業内容	参加人数	備考

☐ 別紙のとおり。

収支決算書

団 体 名:

代表者名:

【収 入】 (単位:円)

科目	今年度予算額	今年度決算額	差額	説明
合計				

【支 出】 (単位:円)

科目	今年度予算額	今年度決算額	差額	説明
合計				

☐ 別紙のとおり。

上記のとおり報告します。

様式第13号(第18条関係)

第 号
年 月 日

団体名 代表者名 様

長岡京市長 印

長岡京市校区コミュニティ補助金確定通知書

年 月 日付 第 号をもって交付決定をした標記補助金について、長岡京市校区
コミュニティ補助金交付要綱第18条の規定に基づき、交付額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額 金 円

様式第14号(第19条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

団 体 名:

代表者名:

長岡京市校区コミュニティ補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で、交付確定を受けた標記補助金について、長岡京市校区コミュニティ補助金交付要綱第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

様式第15号(第21条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

団 体 名:

代表者名:

長岡京市校区コミュニティ補助金概算交付請求書

年 月 日付 第 号で、交付決定を受けた標記補助金について、長岡京市校区コミュニティ補助金交付要綱第21条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 請求額 金 円

2. 概算交付が必要な理由

3. 添付書類

交付決定通知書の写し